

奈良県告示第二百五十七号

昭和五十五年九月奈良県告示第四百十号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年十一月一日から施行する。

令和二年十月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一の2中「同林道を北進し」の下に「、町道吉野六六号線との交点に至り、同所から同町道を北進し」を加え、「八五七・九メートル」を「八五八・一メートル」に改め、同3中「平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで」を「令和二年十月一日から令和十二年十月三十一日まで」に改める。

二の2中「一五五六・四メートル」を「一、五五六・八メートル」に、「一三五二・五メートル」を「一、三五二・八メートル」に改め、同3中「平成二十二年十一月一日から平成三十二年十月三十一日まで」を「令和二年十一月一日から令和十二年十月三十一日まで」に改める。